

新海面処分場埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）
への建設発生土受入要領

平成 9年 4月 1日制定
平成18年12月 1日改訂
平成20年 4月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
東京都港湾局

申込受付 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課
〒135-0064 江東区青海二丁目4番24号
青海フロンティアビル10階
ホームページアドレス <http://www.tptc.co.jp/>

電話 03-3599-7383

FAX 03-3599-7492

受入管理 建設発生土管理事務所(有明事業係)
〒135-0063 江東区有明四丁目8番6号

電話 03-3529-0281

FAX 03-3529-0283

1 建設発生土受入場所 中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場
江東区青海三丁目地先

2 受入時間及び受入休業日・停止日

(1) 受入時間 7時30分から17時30分まで

(2) 受入休業日 日曜日、祝日(祝日振替日を含む)

8月13日から8月17日まで及び12月29日から翌年1月5日まで

(3) 受入停止日 受入施設、その他埋立地内の諸施設の事故及び修理の必要が生じた場合は、受入を停止することがあります。

また、天候の急変等により受入れの諸作業が不能となった場合及び受入建設発生土の貯留場所に余裕がなくなった場合についても、一時受入を停止することがありますので、電話(03-3529-0281・受付時間 9:00~17:15)で受入状況を確認してから搬入して下さい。

3 受入対象工事・受入土量及び土質基準

(1)受入対象工事

東京都の指定を受けた工事。

(2)受入土量

東京都の指定を受けた当該年度の土量範囲内。

数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の指定を受けて下さい。

(3)土質基準

受け入れる建設発生土は、「建設発生土の受入基準等」をすべて満足するものとします。

4 受入料金

「建設発生土受入料金表」のとおり。

5 申込から搬入及び料金納付までの手続き(「フロー図」参照)

(1)申 込

ア 申 込 先 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課

〒135-0064 江東区青海二丁目4番24号 青海フロンティアビル10階

電 話 03-3599-7383 FAX 03-3599-7492

イ 申 込 者 元請業者

ウ 申込様式 東京都港湾局所定の「建設発生土搬入申込書(様式1)」によるものとし、所定の関係資料を添付して下さい。(「申込に係る提出書類及び作成要領」参照)

エ 受付休業日 毎週土曜日、日曜日、祝日(祝日振替日を含む)

12月29日から翌年1月3日まで

オ 受付時間 9時から11時30分及び13時から16時30分まで

締 切 日	搬入カード発行日	搬 入 可 能 日
毎 週 金 曜 日	*翌 週 金 曜 日	搬入カードを受取った日から

* 関係書類をすべて揃えてお申込ください。

(2) 建設発生土搬入の申込方法

搬入申込を予定している工事については、東京都港湾局の所定様式に東京都建設発生土利用調整番号を明記のうえ、当該年度の申込みを行なって下さい。受付後、内容調査等を行ない、東京都港湾局が搬入について承諾後、建設発生土搬入カード(以下「搬入カード」という。)を発行します。

次年度も引き続き発生土の指定地に調整された場合、再度、次年度分の申込書と内訳書等を搬入前にご提出ください。その場合、工事内容等に変更が無い場合に限り、他の添付書類は省略できるものとします。その後、新たに搬入カードを発行します。

(3) 搬入カードの取り扱い

- ア 搬入カードは、第三者に譲渡できません。また、譲り受けた搬入カードは無効です。
- イ 発行した搬入カードの紛失または盗難等の場合は、直ちに東京港埠頭株式会社に連絡して下さい。紛失または盗難等されたカードの使用停止処置を行い、以後の搬入が出来ないようにします。ただし、この手続き以前に搬入された建設発生土については、当該工事によるものとして累積計算します。必ず「建設発生土搬入カード紛失・盗難届（様式10）」をご提出下さい。
- ウ 搬入カードは、機械処理しますので、折ったり汚したりしないで下さい。
- エ 搬入カードは、1件工事ごとの1日当たり最大使用台数分を発行し、同一工事において、申込土量に達するまで繰り返し搬入できますが、搬入期間は、当該年度内（最長3月31日迄）とします。
- オ 全ての建設発生土の搬入完了後は、搬入カードを返却して下さい。

(4) 建設発生土搬入終了届の提出

建設発生土の搬入が終了しましたら、「建設発生土搬入終了届（様式9）」を速やかに提出して下さい。

ご郵送でも、ご持参でも結構です。必ず、事前に申込土量、搬入土量の数量確認をしてください。

(5) 建設発生土搬入料金の納入

「建設発生土搬入終了届（様式9）」の提出後、東京都港湾局より納入通知書が送付されますので、速やかにお支払い願います。

なお、納付期限までにお支払いいただけない場合は、所定の遅延利息が発生しますのでご注意ください。また、入金確認ができない場合、新たな建設発生土搬入カードの発行や搬入中の別の工事の発生土のカードを停止する場合がありますのでご注意ください。

* 数年度にわたる工事につきましては、単年度清算となりますので当該年度の土量の清算を速やかにお願いたします。

6 搬入方法

(1) 搬入車両

搬入ダンプ車は、荷台枠60cm以下の高さのものとし、差枠車、高枠車は使用できません。

(2) 運搬時の注意

運搬にあたっては、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散、流出又は落下しないように十分な措置を講じるなど、道路交通法規を遵守して下さい。

(3) 受入基地での注意

- ア 受入基地に到着したときは、荷台のシートを取り除き、係員の検査を受けて下さい。係員が検査の結果不相当と認め、持ち帰りを指示した場合は直ちに指示に従ってお帰り下さい。
- イ トラックスケール（台貫）の付近では無線機、携帯電話等を使用しないで下さい。
- ウ 受入基地内では、係員の指示に従って下さい。

(4) トラックスケールによる建設発生土の計量手順

- ア 車両を入口トラックスケールに載せ、「搬入カード」を操作ターミナルのカード挿入口に差し込んで下さい。
- イ 操作ターミナルの計量ブザーが鳴り始めたら、「搬入カード」を抜き取って下さい。
- ウ カーゲートが開きますので、車両をトラックスケールより降ろして下さい。
- エ 建設発生土を指定された場所に降ろして下さい。
- オ 車両を出口トラックスケールに載せ、「搬入カード」を操作ターミナルのカード挿入口に差し込んで下さい。
- カ 計量完了後、操作ターミナルにて「計量票」(2枚複写)が発行されます。
- キ 「搬入カード」を抜き取り、「計量票」を受け取って下さい。
- ク カーゲートが開きますので、車両をトラックスケールより降ろして下さい。

(5) トラックスケールの故障等

故障等でトラックスケールによる計量が不能となった場合等は、「台貫施設故障時搬入券」を発行いたします。なお、原則として、大型車は 5.5m³、中型車は 4.4m³、小型車1は 2.2m³、小型車2は 1.1m³を計量したものとみなします。

7 その他留意事項

虚偽の申込み、搬入カードの不正使用、その他受入条件に違反した場合は、当該申込みにかかわる建設発生土の搬入を停止するとともに、以後のカード発行はいたしません。